

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
--------------	---------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	5	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策目標	5-2	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
個別目標	1	戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと
		(評価対象事務事業) ・遺骨収集関連事業 ・戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業
個別目標	2	旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと
		(評価対象事務事業) ・慰霊巡拝事業 ・慰霊碑の維持管理等
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。		
2 根拠法令等 ○米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件(昭和27年10月23日閣議了解)等		
主管部局・課室	社会・援護局援護企画課外事室	
関係部局・課室		

2. 現状分析(施策の必要性)

<p>戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。しかしながら、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。そこで、南方地域においては、集中的な情報収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収集については、平成3年に日ソ両国間で協定が締結されて以降に実施した一次調査で再調査が必要とされた埋葬地について、現地の事情に詳しい関係者の調査同行等の協力をロシア政府に求めており、迅速な遺骨収集の実施に努めている。</p> <p>硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑は、戦没者遺族の慰藉上重要なものであり、今後も適切に維持管理を行う必要がある。これらについては、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。</p>
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	遺骨収集数(単位:柱) (過去5年間の平均収集数以上/ 毎年度)	1,151 【57%】	604 【33%】	640 【38%】	760 【60%】	2,038 【230%】
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	遺骨収集等事業の実施数(単位: 回)	35	27	26	27	26
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。						
施策目標の評価 【有効性の観点】 戦没者遺族の慰藉のためには、戦没者の遺骨を収集して遺族に引き渡すことや、旧主戦場地域において遺族が慰霊を行うことが望まれており、このためには、遺骨収集事業をできる限り推進するとともに、慰霊巡拝事業については遺族が参加しやすい仕組みを整備することが必要である。 遺骨収集については、外交努力により収集の促進に努めているほか、NPO法人等の協力を得た情報収集を実施する等により実績を上げており、また、慰霊巡拝については、参加遺族決定の手続を弾力化して遺族を参加しやすくしたことから、いずれも施策目標の実現に有効であると評価できる。						
【効率性の観点】 遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集を行い、これに基づく収集を行うとともにソ連抑留中死亡者の遺骨収集についても、収集可能と判断された埋葬地につき、計画的に収集を実施しており、効率的に行っているといえる。						
【総合的評価】 戦没者の遺骨収集や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、特に遺骨収集数が前年度から大幅に増加するなど、戦没者遺族の慰藉という目標の達成に向けて進展があった。 平成20年度においては、慰霊巡拝については全14回、遺骨収集等事業については全26回実施し、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと						
個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	遺骨収集数(単位:柱) (過去5年間の平均収集数以上/ 毎年度)	1,151 【57%】	604 【33%】	640 【38%】	760 【60%】	2,038 【230%】

※ 施策目標に係る指標1と同じ					
(調査名・資料出所、備考) 指標1は援護企画課外事室調べによる。					
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)					
平成20年度においては、遺骨収集等事業を26回行った。遺骨収集事業は、戦没者遺族の希望や、南方地域において実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集に基づき計画しており、これらの事業を滞りなく実施したことで特に遺骨収集数が大幅に増加するなど、戦没者遺族の慰藉に向け進展があったものといえる。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	遺骨収集関連事業				
平成20年度 予算額等	240百万円(補助割合:[国10/10][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	196百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(民間団体等)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
旧ソ連地域、モンゴル地域、南方地域等海外等(硫黄島及び沖縄を含む。)における戦没者遺骨を収集し、本邦への送還を実施する。また、戦後60年以上が経過し、遺骨情報が減少するなど、特に南方地域において遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、18年度以降継続して集中的な情報収集を実施しているところであり、今後とも継続する必要がある。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	267	242	244	239	240
予算上事業数等 派遣地域数 (単位:地域)	4	4	4	7	8
事業実績数等 派遣回数 (単位:回)	35	27	26	27	26
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
平成20年度においては、遺骨収集等事業を26回行った。遺骨収集事業は、戦没者遺族の希望やNPO法人等の協力により、南方地域において実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集等に基づき計画しており、これらの事業を滞りなく実施するとともに、必要に応じて応急派遣を行うなど、効率的な事業の実施に努めている。今後は、NPO法人等との連携拡大を図る等更に効率的かつ適切な事業の実施に努めていくこととしている。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業				
平成20年度 予算額等	72百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	72百万円				
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所				

実施主体	都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
戦没者遺骨のDNA鑑定を、遺骨から有効なDNAを抽出することができること、埋葬者資料が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して実施するものであり、遺骨の身元判明のために必要なものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	45	39	51	72	72
予算上事業数等 遺族からの検体数 (単位:体)	-	430	250	334	334
事業実績数等 鑑定結果数 (単位:回)	71	193	413	336	216
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
国費によるDNA鑑定については、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者の資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対し実施する等、効率的な事業の実施に努めている。平成20年度においては、DNA鑑定により145柱の身元が判明するなど、着実に実施しており、今後も事業の着実な実施に努めていくこととしている。					

個別目標2						
旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	慰霊巡拝の実施数(単位:回) (前年度と同程度以上/毎年度)	13 【108%】	13 【100%】	10 【77%】	12 【120%】	14 【117%】
2	慰霊友好親善事業の実施数(単位:回) (前年度と同程度以上/毎年度)	10 【100%】	14 【140%】	14 【100%】	13 【93%】	14 【108%】
3	慰霊碑の維持管理等実施数(単位:回) (前年度と同程度以上/毎年度)	22 【88%】	22 【100%】	24 【109%】	25 【104%】	23 【92%】
(調査名・資料出所、備考)						
指標1～3は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。						
個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
慰霊巡拝事業については、平成20年度14回実施した。旧ソ連地域について、埋葬場所が特定されていない戦没者の遺族の参加も広く求める等、遺族が参加しやすいよう改善を図っており、より多くの戦没者遺族を慰藉するために有効であった。 また、慰霊碑の維持管理等について、大規模慰霊碑においては慰霊碑又は付帯設備の経年劣化が平成19年度の調査で確認できた「東太平洋戦没者の碑」の補修工事を行う等、計画的に事業を実施している。また、小規模慰霊碑についてはそれぞれの建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結して維持管理に努めることとしており、適切に慰霊碑の維持管理を行っているところである。						

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 慰霊巡拝参加遺族数 (単位:人)	342	450	345	366	354
(調査名・資料出所、備考) 社会・援護局援護企画課外事室調べ					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	慰霊巡拝事業				
平成20年度 予算額等	92百万円(補助割合:[国1/3][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	88百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(民間団体等)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
戦没者遺族に対する慰藉を目的として、旧主要戦域等において戦没者を慰霊するため、遺族を主体とした慰霊巡拝を実施する。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	124	126	125	101	92
予算上事業数等 巡拝予定回数(単位 :回)	8	10	9	12	12
事業実績数等 巡拝実施回数(単位 :回)	13	13	10	12	14
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
慰霊巡拝事業については、治安の悪化によりミャンマーでの巡拝を中止とするなど、すべての計画を実施できたわけではないが、おおむね計画通り実施しており、平成20年度は14回実施した。旧ソ連地域について、埋葬場所が特定されていない戦没者の遺族の参加も広く求める等、遺族が参加しやすいよう事業の改善を図っており、今後もより多くの戦没者の遺族の参加が得られるようにし、戦没者遺族の慰藉という目的の達成に一層努めていくこととしている。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	慰霊碑の維持管理等の事業				
平成20年度 予算額等	91百万円(補助割合:[国10/10][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	74百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(民間団体等)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
戦没者遺族の慰藉を目的として、硫黄島と海外14カ所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託している。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし。					

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	137	89	85	81	91
予算上事業数等 慰霊碑数 (単位:箇所)	26	25	25	24	25
事業実績数等 慰霊碑数 (単位:箇所)	22	22	24	25	23
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>慰霊碑の維持管理等について、大規模慰霊碑においては慰霊碑又は付帯設備の経年劣化が平成19年度の調査で確認できた「東太平洋戦没者の碑」の補修工事を行う等、調査に基づいた適切な事業の実施に努めている。また、小規模慰霊碑に関して、グルジアでの慰霊碑建立工事が治安の悪化により中止となったが、既に建立されているものについては、それぞれの建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結して適切な維持管理に努めることとするなど事業の効率性を図っている。今後も事業を着実に実施し、適切な慰霊碑の維持管理に努めていくこととしている。</p>					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 230%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (□) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 (iii) 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)
<p>遺骨収集に関しては、平成18年度から南方地域に関して「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施し、現地情報を積極的に収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っているところである。またNPO法人等民間団体との連携強化に努めた結果、収集実績があがってきたところである。しかしながら、未だ多くの遺骨が残されている現状にあり、遺骨収集の推進に向けて予算の大幅増額や体制の整備など、さらなる強化策を検討しているところである。</p>
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)
i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当
(1) 有・ 無
(2) 具体的記載
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当
(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)
(1) 有・ 無

(2) 具体的内容

③ 審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

④ 研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤ 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

⑥ 会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦ その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。